

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|---------|-----------|------|
| <p>1 被災者住宅再建支援事業補助金及び生活再建住宅支援事業補助金制度の拡充について</p> <p>東日本大震災津波による被災者が住宅を再建するため、被災者生活再建支援法により最大300万円の給付がなされています。これに合わせて岩手県でも平成24年度から、「被災者住宅再建支援事業（県復興局）」や「生活再建住宅支援事業（県建築住宅課）」による各種補助金制度により、再建しようとする被災者の一助になっております。</p> <p>しかしながら、震災復興工事の増加により、建築工事に従事する作業員が不足することに伴って人件費が膨らみ、また、住宅の基礎等に使用する生コンクリートをはじめとする建築資材も不足していることから、住宅建設費は高騰している状況です。</p> <p>一方、平成26年4月1日からの段階的な消費税率引上げに対応するため創出された「住まいの復興給付金」制度では、最大90万円まで給付されますが、家財や家電など新生活に必要な物品まで対象となっておらず、被災者の実態に即した生活再建支援策が求められております。</p> <p>つきましては、被災者の住宅再建の促進が図られるよう、「被災者住宅再建支援事業補助金」及び「生活再建住宅支援事業補助金」制度の更なる拡充について要望いたします。</p> | <p>県では、これまでも、国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望していますが、国では更なる支援については、慎重な姿勢を取っています。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を市町村と共同で実施していますが、復興基金の状況等厳しい財政状況を勘案すると、県独自での更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援金の増額について、引き続き強く要望していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部、土木部 | B |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>2 ラグビーワールドカップ2019の釜石開催に向けた支援について 本市は、東日本大震災からの復興を加速し、希望の創造と未来の可能性を追求する取組みとして、ラグビーワールドカップ2019の開催準備を進めております。 本大会開催を契機として、子どもたちに夢と希望を与え、ラグビーの街としての誇りを醸成するとともに、東日本大震災から立ち上がった姿を国内外に示して、各国から頂いた心温まる支援への感謝の気持ちを伝えたいと存じます。 また、防災まちづくりの象徴として、被災地の教訓を生かした安全・安心の会場整備と防災避難意識の伝承を行うとともに、将来にわたる持続可能な地域社会の形成を目指す中で、スポーツによる地域振興を通じた交流人口の増加と次代を担う人材育成に資する契機にしたいと存じます。 さらに、各国の来訪者を受け入れる宿泊先の確保及び主要都市とスタジアムを結ぶ復興道路・復興支援道路と鉄道の整備による交通アクセスの強化を図るなど、本市単独では解決が困難の課題については、国・岩手県・三陸沿岸地域と連携して取り組んでみたいと存じます。 つきましては、ラグビーワールドカップ2019の釜石開催を成功に導くため、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) スタジアム整備・環境整備・周辺整備のための調整として、長内川・鶴住居川河川区域と基盤整備及び道路整備について調整すること。</p> | <p>基盤整備及び道路整備に伴い必要な河川法に基づく協議については、必要な都度、相談に応じている状況であり、今後も必要な調整を図っていくこととしています。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>2 ラグビーワールドカップ2019の釜石開催に向けた支援について (2) 地域住民、地域外支援者による開催機運醸成のため、釜石市ラグビーこども未来基金のPR、ラグビーワールドカップ開催に向けた市民運動及び観光産業・市民スポーツ振興にかかる市民との協働について支援すること。</p> | <p>ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催は、岩手県・釜石市の共同開催として、釜石市民のみならず県民一丸となって開催機運を盛り上げ、受入態勢の構築等準備を進めていくことが不可欠であり、現在、「ラグビーワールドカップ2019釜石開催準備委員会」（会長 達増知事）において釜石開催に向けた準備に本格的に取り組むオール岩手の実行組織の今年4月の設立を目指して準備を進めているところです。 同組織の活動において、「釜石市ラグビーこども未来基金」のPRを展開していけるよう貴市と連携し、検討を進めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | A |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|---------|-------------|------|
| <p>3 地方税の課税免除等に係る減収補填措置の延長等について 復興特区法に基づく税制上の特例措置については、雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進など本市の産業復興に寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に大きく貢献しております。 このような中で、今般、復興特区法第37条から第40条に基づく機械等の特別償却や税額控除等の特例措置については、特例期限を5年間延長し、平成33年3月31日までとする復興特区税制の改正が行われたところであります。 しかしながら、復興特区法第43条に基づく地方税の課税免除等に対する減収補填措置については、特例期限が1年間延長の平成28年度末までの改正となっており、復興事業に多額の財政支出が必要な中、今後の財政運営を見通せない状況となっております。 つきましては、被災地の実情を考慮のうえ、他の特例措置と同様に期限延長を行うとともに、これまで同様の減収補填の確実な措置について、国に対して働きかけをお願いいたします。</p> | <p>復興特区法に基づく減収補填を活用して実施されている地方税の課税免除等については、国税の特例措置等と併せて、事業者の投資を促進し、震災後の雇用の維持・確保にもつながるなど、産業復興や経済の活性化に貢献しているところであり、県では、今般5年間延長された国税の特例措置とともに、地方税の課税免除等も引き続き行われることが必要と考えています。 今般、総務省令が改正され、この減収補填の対象となる設備等の新増設の期限は平成29年3月31日までとされたところですが、国からは「国税の措置と併せて5年間延長していくものと想定しているが、平成29年度以降の補填のあり方については28年度中に検討する。」と説明を受けています。 県としては、平成29年度以降、課税免除等に対する減収補填が措置されない場合、又は減収補填が減免額等の一部に留まる場合、課税免除等の実施が困難になることも想定されることから、国に対して、平成29年度以降も従前と同様に補填するよう要望しています。 今後も、国における議論や検討状況を注視しながら、関係機関とも連携し、機会をとらえて要望していきますので、御協力をお願いします。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>4 根浜海岸の砂浜養浜後の管理について 東日本大震災の地震及び大津波により、本市の海岸部の浸水域、特に河口域では地形そのものが変わるほどの被害が生じました。 本市北部に位置する鵜住居川周辺も甚大な被害を受け、河口砂州が消滅したほか、鵜住居川右岸に位置する県内有数の海水浴場である根浜海岸の海水浴場の砂浜も消失しました。 根浜海岸は四季を通じて観光客が訪れる本市の代表的な観光地であり、特に夏場の海水浴シーズンにおいては、県内外から多くの海水浴客が訪れる場所であると同時に、地域の住民にも親しまれている海水浴場でありました。 しかしながら、根浜海岸の砂浜について、本市において「釜石市根浜海岸砂浜再生可能性検討業務」を実施したところ、360年の期間を要するとの調査結果が出たことから、自然再生による海水浴場の復活は困難であり、本市の観光及び地域社会への影響を避けるため、本市において砂浜養浜を実施することといたしました。 つきましては、東日本大震災からの観光復興を推進するため、根浜海岸の砂浜養浜後の砂浜管理について要望いたします。</p> | <p>砂浜再生について復興庁の要件である海岸保全区域指定が可能となったことから、県が主体となり調査を実施していきます。工事の可否判断をしたうえで、工事を実施する場合には完成後の砂浜の管理の一部を市に依頼することとしています。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部、農林部、水産部 | B |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|------------|----------|
| <p>5 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>東日本大震災によって、釜石港須賀地区公共ふ頭は、岸壁や県営上屋など港湾施設全般が甚大な被害を受けましたが、鋭意復旧工事が進められた結果、昨年度をもって概成しており、防潮堤、陸閘、水門及び臨港道路など、一部の工事を残すのみとなりました。</p> <p>こうした中、震災から4ヵ月後に開設された国際フィーダーコンテナ定期航路が、岩手県の重要国際ツールとして広く認識され、県内陸部の国際貨物はもとより、広く三陸一帯の水産貨物を取り込むことで急激に成長しており、釜石港が当市のみならず、三陸沿岸ひいては岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>加えて、上昇基調にあるコンテナ物流情勢に鑑み、来年度初頭にも、外貿コンテナ定期航路が開設される予定にあり、大口荷主を含めた多くの企業からの関心が一点に、釜石港に向けられている状況にあります。</p> <p>現在、外貿コンテナ定期航路の基盤となる県営ガントリークレーンの整備が進められておりますが、当該クレーンの、確実かつ早期整備が必要不可欠であるほか、同航路開設を契機に、より一層、釜石港の取扱量を増加させるためには、今年度中の設置が予定されているリーファー電源等のコンテナターミナル設備を滞りなく整備することが求められます。</p> <p>また、釜石港の国際物流拠点化が進んでいる中で、コンテナヤードの不足等による公共ふ頭の脆弱性が顕在化しているほか、釜石港復興のシンボルと位置付け、早期再開を目指している完成自動車物流を見据えた場合には、モータープールの確保が必要となることから、総じて、公共ふ頭の用地面積、岸壁数、岸壁水深の不足が懸念され、さらには輸送ルートとして、一般国道107号(梁川-口内間)の抜本改良工事の着実な推進が喫緊の課題として浮上してきます。</p> <p>つきましては、釜石市のみならず岩手県の復興創生の要でもある釜石港及び重要路線の整備促進について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>(1) 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)の早期整備を推進すること。</p> | <p>ガントリークレーンの整備については、平成27年度から岸壁補強の詳細設計を進めており、平成28年度から、岸壁補強工事、ガントリークレーンの移設工事に着手しており、平成29年9月の供用開始に向けて取り組んでいきます。</p> | <p>沿岸広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|---------|---------|------|
| 5 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について (2) コンテナターミナル設備（リーファー電源等）の早期整備を推進すること。 | リーファー電源等の整備については、ガントリークレーンの整備に併せて平成29年度に増設予定です。 | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| 5 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について (3) 公共ふ頭の用地面積、岸壁数、岸壁水深の増強について検討及び具現化すること。 | 須賀地区公共ふ頭の岸壁の整備やヤード面積の増強等については、近年、順調に推移しているコンテナ貨物や震災後休止している完成自動車の取扱再開等、港湾施設の利用状況を見極めながら整備の時期を検討していきます。 | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| 5 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について (4) 一般国道107号（梁川－口内間）の整備の推進 | 北上市口内町から奥州市江刺区梁川間については、平成25年度に梁川～口内工区として事業着手し、これまでに道路・トンネル詳細設計、地質調査及び用地補償調査を実施しています。今年度は、トンネル工事に着手する予定としています。 今後とも地域のご協力をいただきながら、事業の推進に努めていきます。 | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| 6 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処分について 福島第一原発事故の影響を受け、放射性物質に汚染された農林業系副産物（ホダ木、干しいたけ）については、国の廃棄物処理法等に基づき、暫定許容値（8,000ベクレル/kg）以下のものを市町村において一般廃棄物として、適正に処分するように指導されております。 また、岩手県においては放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係るガイドラインを策定し、基本的な考え方を示しております。 本市においても焼却処理の方向で処分先等を模索しているものの未だに先が見えない状況となっており、近隣市町においても同様の問題を抱えております。 つきましては、下記の事項について特段のご高配を賜りますようお願いいたします。 記 (1) 事業完了まで財政的支援を継続すること。 | 農林業系汚染廃棄物の処理には長期間要することから、県では環境省に対して、「農林業系廃棄物の処理加速化事業」による支援を継続するよう要望しているところです。今般の要望の趣旨を踏まえつつ、各地域における処理が加速されるよう要望を継続していきます。 | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | B |
| 6 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処分について (2) 一市町村として解決できる範囲を超えていることから、広域的な処分について主導すること。 | 県が作成したガイドラインに基づき、農林業系副産物を焼却処理する場合は、既存焼却施設を活用した処理を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も再度確認しながら、早期処理に向けて支援を継続します。 | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | B |
| 6 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処分について (3) 放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分先を紹介すること。 | 農林業系副産物を焼却処理する場合は、既存焼却施設を活用した処理を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も再度確認しながら、早期処理に向けて支援を継続し、その際、焼却・処分先についても併せて調整を行います。 | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | B |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------|-------|------|
| <p>7 復興特別会計による地籍整備関係予算の十分な確保について 土地の所有者、境界、面積などを正確に記録した地籍調査の成果は、公共事業を始め各種事業の土地に関する重要な基礎資料として多方面に活用されております。 特に東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、地籍調査の成果は大きな力を発揮しており、地籍調査の必要性が再認識されております。 こうした中、復興のまちづくりを進める上で、未調査地区の早期の調査完遂が求められているところですが、復旧・復興関連事業の財政需要の増大により、財源の確保が大きな課題となっております。 つきましては、東日本大震災復興特別会計による「復興・創生期間」中の予算の十分な確保について、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p> | <p>県としても、沿岸被災市町村の復旧・復興を進める上で地籍調査は重要と認識しており、これまで、都道府県や県内市町村と連携しながら国への要望活動を実施し、必要な予算の確保に努めてきたところであります。 今年度については、6月に岩手県国土調査推進協議会及び東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて計2回、国土交通省への要望活動を実施、11月に全国国土推進協議会を通じて財務省へ要望活動を実施したところであります。 今後も機会があるごとに、予算確保に向けて国へ働きかけていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 農林部 | B |
| <p>8 安全・安心なまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 市内を流れる甲子川の駒木・鈴子地区の右岸の浚渫について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p> | <p>甲子川の堆積土砂については、昨年度は駒木・鈴子地区の右岸約260m区間について河道掘削を行ったところであります。環境面を考慮するため地元有識者等の意見を頂きながら、今年度も引き続き河道掘削を進めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>8 安全・安心なまちづくりの推進について (2) 急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止事業の促進 土砂災害から地域住民の生命と財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業の促進について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p> | <p>土砂災害防止対策のうち、ハード対策については、今年度駒木町地区で急傾斜地崩壊対策事業を、源太沢の沢(6)地区ほか3箇所です。今後とも地形、保全対象の状況等や地域の皆様の意見も伺い、緊急性、重要性の高い箇所から順次整備を図ってまいります。 また、ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成31年度までに完了させるよう取り組んでいくとともに、基礎調査の結果については、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するため、県のホームページで順次公表を行ってまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |

釜石市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>8 安全・安心なまちづくりの推進について (3) 主要地方道及び県道の改良整備の促進 沿岸部と内陸部を結ぶ横断幹線道路として、本市の産業経済の発展に欠くことのできない主要地方道釜石遠野線の笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備、剣～早栢間の早期整備、県道桜峠平田線の平田～尾崎白浜間及び県道吉浜上荒川線の荒川～大石間の改良整備の促進について、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p> | <p>道路整備にあたっては、公共事業評価により選択と集中による重点化を図り、要整備箇所の優先度を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>①釜石遠野線笛吹峠付近の抜本的改良整備については、地形が厳しく多額の事業費が見込まれることから、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討してまいります。抜本的な整備は難しい状況です。 なお、橋野鉄鉱山の世界遺産への登録により、本路線の交通量が増大が見込まれることから、局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の対策を行うため、平成29年度から新たに事業着手し、測量調査設計と一部用地測量を行う予定です。(C)</p> <p>②釜石遠野線剣～早栢(リフト)間については、平成23年度に剣工区として事業着手し平成28年度に完成しました。(A)</p> <p>③一般県道桜峠平田線平田～尾崎白浜間については、平成23年度に1.5車線の道路整備として事業着手し、平成28年度に完成しました。(A)</p> <p>④一般県道吉浜上荒川線荒川～大石間については、山間部については、平成21年度に1.5車線の道路整備により下荒川工区として事業に着手しています。 また、国道45号接続部については、東日本大震災津波の際に浸水被害を受けたため、津波でも浸水しない道路として、平成24年度に下荒川の2工区として事業着手しています。 なお、両工区とも平成27年度に完成しています。(A)</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C、A |
| <p>8 安全・安心なまちづくりの推進について (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進 県事業における新大渡橋の開通により交通の緩和、安全の確保、景観の向上等が図られておりますが、この地域の一層の機能充実を図る為に不可欠となる、国道283号(釜石駅～五の橋間)整備促進が不可欠でありますので、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p> | <p>御要望の区間の整備については、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら検討してまいります。早期の整備は難しい状況です。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C |
| <p>8 安全・安心なまちづくりの推進について (5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備 国道45号と国道283号を接続し、市街地バイパス、或は住民の命を守る緊急避難路としての機能を果たす市道平田上中島線の県道昇格と早期整備について、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p> | <p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある。これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断のうえ行うこととしています。 当該路線については、まずは、道路法に規定する県道の認定要件を満たす必要がありますが、現状では厳しいものと考えています。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C |